

IMAGINE ROTARY

2022-23年度 RI会長／ジェニファー・ジョーンズ
RI.D2590ガバナー／志村 雄治
横浜旭RC会長／安藤 公一

「想像してください、私たちがベストを尽くせる世界を。
私たちは毎朝目覚めるとき、その世界に変化をもたらせると知っています。」

国際ロータリー第2590地区

横浜旭ロータリークラブ

事務所 横浜市旭区二俣川1-37-3 NUTS1階／〒241-0821
TEL.045-465-6702／FAX.045-465-6712
http://yokohamaasahirc.cho88.com
Email:asahirc@titan.ocn.ne.jp

例会場 二俣川相鉄ライフ 4Fコミュニティサロン
例会日 毎週水曜日／12時30分～1時30分



横浜市幼稚園協会へエコペーパー石鹸配布



ガールスカウトとクリーン作戦



鎌倉・江の島へ親睦旅行

2023年4月26日 第2504回例会 VOL.54 No.37

■司会 SAA 北澤 正浩

■開会点鐘 会長 安藤 公一

■出席報告

会員数	18名	本日の出席数	14名
本日の出席率	82.35%	修正出席率	77.78%

■オンライン出席 福村

■本日の欠席者 宋、二宮、中谷

■会長報告 安藤 公一

本日は、増田会員の卓話です。宜しくお願ひ致します。

今朝、民間初の月面着陸成功を大いに期待していたのですが、途中で通信障害により確認できないとの報道でした。次回に期待したいと思います。月面探査にはオモチャ会社のタカラトミーもトランスフォーマー(変形ロボット)技術等で開発に携わった月面探査車も話題になっていました。

スーダンの内戦からの邦人の脱出の成功も大きな話題でした。50数名の方が無事に安全な国へ脱出できたことをお慶び申し上げます。私事となって恐縮ですが、1998年5月に当時インドネシアのジャカルタに駐在していた私共家族は、当時のスハルト政権崩壊に繋がる暴動が頻発、駐在員と家族の安全確保のため、現地語の堪能でない駐在員を除く全員が会社が契約していた保険会社手配のチャーター機によるシン

ガポールへの国外脱出となりました。現地駐在歴通算7年だった私は、現地居残り組としてセキュリティの良い高級ホテルで約1週間の待機を余儀なくされ、ほぼ1日中現地のニュース、CNN、NHK衛星海外放送を見ていました。この時の支店長の英断は、相当なものだったと思います。その心労がたたったのか、その支店長は70を前に他界されてしまわれました。

4月22日(土)に米山奨学生カウンセラーのオリエンテーションに参加してきました。その場で本年当クラブで今後1年半に渡り面倒を見る米山奨学生の宋潤坤(ソウルンクン)さんとお会いしてきました。1997年生まれの女性で、現在横浜国立大学博士課程で「国際経済法における腐敗と贈収賄」について学ばれている方です。お生まれは中国・北京で米国の高校を出て、フランスのパリ政治学院で学士・修士を取得、今回日本で博士を目指している才媛です。日本に来て1年なので会話では多少たどたどしさは残るものの、しっかりとした文章を書かれます。ロータリー活動には積極的に参加していきたいとお話でしたので、事あるたびにお声をお掛けしていこうと思っています。次回例会の5月10日から例会に参加される予定です。皆さん楽しみにしてください。

先週は、4月としては異例の気温25℃を越え

る夏日でしたが、週末は再び気温が 15℃を割るような 3 か月の季節の逆戻り、異例の気候により自律神経失調等で体調を崩す方も多いようです。

スポーツでは、WBC 優勝戦士達のメジャーリーグ・プロ野球での活躍が連日報道されています。NBA では八村塁選手所属のレイカーズもプレーオフで頑張っているようです。

▷地区関係・クラブ関係

1) 第 2590 地区 社会奉仕ホームページが公開されたとの案内が参りました。主旨としては各クラブの社会奉仕活動を知ることで地区内の情報を共有しお互いに参加しやすい環境の育成と相互に支える仕組みの一つとしての活用とのこと。案内を回覧しますので、一度アクセスしてみてください。

2) 第 5 回横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会の開催案内がきました。5 月 9 日に旭公会堂で午後 2 時からの開催です。私が参加してきます。

3) 次年度の「地区研修・協議会」動画視聴が 4 月 10 日から始まりました。各委員長の皆さんにおかれましては、活動計画作成の一助として是非ご覧になって頂きたいと思えます。

4) 地区より 5 月 14 日開催の「旧東海道クリーンウォーク」参加のお誘いがきています。ご参加される方は事前の申し込みが必要です。

5) 地区よりレディース交流会開催の案内がきています。5 月 16 日(火) 17 時～ 20:30、横浜ロイヤルパークホテルにて開催されます。

6) RLI 終了式並びに懇親会が 5 月 17 日に崎陽軒本店で開催されるとの案内がきました。当クラブからは新川さんをご参加されます。

7) 5 月 10 日から昼食をこの例会場で出すことにしましたので、事前の出欠の連絡の徹底をお願いします。

■幹事報告 新川 尚

▷例会臨時変更のお知らせ

○横浜緑 RC 5 月 31 日(水)→ 30 日(火)

横浜田園・横浜緑 RC 合同例会

二子玉川エクセルホテル東急 点鐘 18 時

■ニコニコ BOX

安藤 公一／増田さん、本日の卓話宜しくお願

いします。

新川 尚／増田さん、本日の卓話宜しくお願

いします。
田川 富男／①増田さん法律を教えてください。無知の自分ですから。②やっと 4 月 28 日にホテルがオープンです。

関口 友宏／妻の誕生祝いに、きれいな花を頂き、ありがとうございました。

佐藤 利明／増田先生卓話よろしくお願

いします。
佐藤 真吾／増田さんの卓話楽しみです。

五十嵐 正／増田さん、本日の卓話楽しみにしております。よろしくお願

いします。
岡田 隆／増田さん、本日の卓話、よろしくお願

い致します。
北澤 正浩／増田会員の卓話楽しみにしております。

市川 慎二／増田さん、卓話楽しみにしていま

す。
■卓話「^{ホウゲン}法諺あれこれ」

増田嘉一郎

第 1 / はじめに

本日は、与えられたのは、一般卓話である。そのテーマを、「^{ホウゲン}法諺あれこれ」とした。法諺とは、法に関する格言やことわざである。これは世界各国で一般に広く知れわたったものである。古くから知れわたった法諺は、ローマ法に由来するものが多い。ローマ帝国 2 千年の歴史は、法体系を確立し、多くの法諺を生んでいる。それが、大陸法系の法律として、ドイツ、フランスの法律に引き継がれている。



しかし、今回はこのような法諺といわれているものだけではなく、皆さんもご存知のスローガンとか、著名人のスピーチなども取り上げて紹介する。私の職業に関するテーマというより、広く一般に知れわたった話題として、一般卓話で扱うことも許されると判断し、このテーマを選んだ。

第 2 / 法とは

1. 社会があるところには法がある

(1) ローマ法に由来する有名な法諺である。人

は1人で生活するなら自分で自分の希望通りの生活ができる。しかし、これが2人、3人と増えてくると協同して生活をするためのルールが必要となる。団体の構成人数が増えるに従い、その団体が社会となり、国家となり、ルールは法としての構成員を拘束する効力を有していく。法は社会が生活していく秩序を維持するための規範であり、いかなる社会であろうとも、ルールによって維持されている。ムラにはムラの掟があり、企業には企業の社内規範がある。

(2) しかし、この社会のルールは変化する。

ヤクザの世界には「素人には迷惑をかけない」という掟があった。しかし、昭和50年代後半から、ヤクザは経済活動として金融や債権回収等に進出し、政治活動として政治団体の届出をして、北方領土返還の街宣活動を行い、社会活動としてエセ同和活動を行い、素人に迷惑をかけた。縄張り争いは武力抗争事件となり、組事務所への発砲事件が起き、覚醒剤や大麻の売買にも手を出し、オレオレ詐欺から特殊詐欺、最近の報道では、強盗殺人グループの犯行も疑われる。ヤクザは素人に迷惑をかける集団となっている。「素人に迷惑をかけない」という掟は既に無くなった。

(3) 時代とともに社会は変わり、社会のルールも変わる。法も一旦成立したからといって不変のものではなく、社会の変化に応じて、遅い早いはあるかもしれないが変化する。

2. 良い慣習は良い法

(1) これもローマ法に由来する法諺である。社会の慣習も、良い慣習といわれるものが法として慣習法となり、あるいは成文法となっていく。

類似の法諺例としては、①法は正義と慣習に由来する(中世ドイツ)、②思想は法を作らない(ローマ法)、③法律の最上の解釈者は慣習である(ローマ法)、④法律は慣習のおかげで力を発揮する(フランス)、⑤100年間不正が行われようとも、これは一時たりとも法ではない(中世ドイツ)等がある。

(2) 法の分類では、慣習法と成文法とに区分される。イギリスは不文法の慣習法を中核としている国であり、憲法も成文法ではない。

ここでいうのは、慣習法とは別の慣習というものである。法ではなく、事実として存在する慣習である。慣習というのは、法的拘束力を有する慣習法という法になる前の段階のものである。理屈としては、事実としての慣習か、法という地位に高められた慣習法かで区別ができる。

しかし我が国では、民法第92条は当事者が法令中の公の秩序に関しない規定と異なる慣習がある場合において、当事者がその慣習による意思を有しているものと認められるときは、その慣習に従うと定めている。また、商法第1条第2項は、この法律に定めがない事項については、商慣習に従うと定めている。民事の取引においては、事実としての慣習も法的効力を有することがあるということであり、事実としての慣習と慣習法との区別に拘る必要もなさそうである。

(3) 事実としての慣習の例を挙げるなら、民法第614条は、家賃を月末に支払わなければならないと、後払いを定めている。しかし世間では、家賃は前月末日までの前払いがほとんどであり、これが慣習として存在する。大正元年という今から111年前の大審院の判例で家賃前払いという、法の定めとは異なる慣習に、法的拘束力を認めている。

3. 悪法も法である

(1) これは、ソクラテスの言葉といわれている。ソクラテスは、国家の神々を冒瀆し、新しい霊を導入し、若者たちを腐敗させたということで、民衆裁判で死刑の判決を受けた。彼はいさぎよく刑に服した。この故事をとらえて「悪法も法である」という格言が生まれたと説明される。

しかしソクラテスは、「法に悪法はない」と考え、また、「法が正しいから法に従うのだ」と考えていた。したがって、ソクラテスのこの言葉は、「法には従う」ということをいった、というのが、現在の正しい解釈だと言われている。

(2) これと同じ立場からの格言には次のものがある。

(ア) 国王といえども神と法の下にある(ヘンリー・プラクト13世紀イングランドの法律家)

(イ) 王は君臨するが、統治しない(ポーランド)

ウ法を定める者には法を守る義務がある（ギリシャ）

（エ）法は善意及び衡平なものである（ローマ法）

（オ）正・不正は本性（ホンセイ）によって決まるのではなく、法によって決まる（ギリシャ）

（カ）法が規定するもの以外は、公正が正義である（ギリシャ）

（キ）法は倫理の最低限（ドイツ・イエリネック）

（3）他方、（2）とは反対のことをいう法諺等がある。

（ア）朕は国家である（フランス・ルイ 14 世）

（イ）法を破るのは法を創る者（ロシア）

（ウ）私たちは、正しいことではなく、定められたことをなすよう、法によって強制される（オランダ）

（エ）法律はクモの巣に似ている。弱者はこれにひっかかって動けないが、権力者と分限者は破ってこれから抜けでる（ギリシャ）

（オ）絞首台は貧乏人だけのもの（フランス）

（4）しかし、この 2 つの見解の相違は、悪法とは何かということ誰が判断するのか、という問いの答えからきている。分かりやすい例で説明するなら、自衛隊法は、憲法第 9 条に反する悪法かという命題がある。この場合、悪法という人もいるし、良法という人もいる。個人の判断で、悪法・良法は異なるのである。ソクラテスが言うのは、この個人の見解からの悪法をいうのではなく、法は国家が定めているということなのであり、国家が定めた法に悪法はない、だから法に従うというのである。

4. 法三章

（1）中国の史記・高祖本記の故事に由来する。法律は 3 章（3 箇条）、極めて簡単でいいということである。

漢の高祖が秦の群を破って関中を平定した際、住民を集めて秦の始皇帝の定めた厳しい法律をすべて廃止して、法は、殺人、傷害、窃盗を罰するだけの、3 章（3 箇条）の簡単なものにすると約束したことが出典である。

秦の法律が複雑で苛酷であり、人々は長年にわたって苦しんでいたため、漢の高祖の発言を聞き、安全な生活が保障されたうえに、法が簡

単になったのを喜んで、こぞって飲食を献上したと伝えられている。

（2）このことは、現代社会でいうなら、法治国家の法律は、分かりやすく簡単なものが良い。専門家に問い合わせないと、どのように読んでどう運用されるのか分からないような法律は、好ましいものではない、ということである。

（3）そしてこのことは、企業の規範などにもいえることである。沢山の規程を総務の担当社員がモデル規程集から引っ張ってきて、当該担当者でないと分からないような規程を作り上げている企業もあるが、担当者でないと書いてあることか分からないような規程では、実際に使えているのか疑問を感じる。

経営者としては、社員誰にも分かりやすい文言で簡潔に記載された規程を作成することを指導してもらいたい。

（4）また、このことは契約書にも通じることである。後日の紛争を予防するために契約書を作成するといわれるが、将来のトラブルの可能性を防ぐために、多くの想定リスクを列挙する契約書がある。原則を定め例外を規定する。さらにその例外、例外と屋上屋を重ねて定めている。図解しても分からないような条文となっている。契約当事者は、その複雑な条文に規制されるのである。そこまで定めないと契約が締結できないのかと、これも疑問をもつ。

5. 裁判官は法を宣言する。制定はしない。

（1）ローマ法に由来する。法は立法者（国会）の意思であり、裁判官は法の代弁者である。裁判官は、法を創造しない。しかし、立法には年月を要する。社会は変わっていくのだから、裁判官には、法改正迄の間、社会の変化に合わなくなった現行規定を、立法者の合理的意思からの解釈によって社会の変化に適合させるという役割がある。それは法の創造ではなく、法の宣言である。これは、裁判官を信用する立場からの格言である。

（2）裁判官は物言う法律である（ドイツ）

同じ裁判官のことを言っているのであるが、これは裁判官を信用しない立場からの格言である。完璧な法体系が確立された近代ドイツにお

いて、裁判官は思考の自由を与えられず、法律がしゃべれないので、代わりに裁判官が法律を語っている。裁判官は法律を語ればいいのであって、それ以上余計なことを言う必要はない。これは、裁判官は法律以外の余計なことは言うな、ということを行っている。

同じことを言う格言に、「恐れる必要があるのは法ではなく裁判官だ」というものもある（「裁きを恐れるな、裁判官を恐れる。」ロシア）。

(3) 江戸時代には、大岡越前守や遠山金四郎のように、民のためにお裁きをする名奉行といわれる人がいた。今はどうか。

平成16年1月13日最高裁判決が、利息制限法と貸金業法との利息を定めた規定の差額、いわゆるグレーゾーンと言われたものについて、従来の扱いを変更し、サラ金業者に利息制限法を超える利息を支払った消費者の過払金の返還を認めた。消費者は救われた。利息制限法を超える利息を取得していたサラ金業者は、消費者からそれ迄支払を受けていた過払利息の請求を受けたために、破産・倒産し、不当な利益を得ていた業者は存続しえなかった。このように最高裁には、名奉行に変わる役割が期待されている。

(4) 社会の変化の中で法律の改正は後追いとなる。現行規定を社会の変化に適合するように解釈する。そこに裁判官の真の役割がある。

6. 後法は前法を破る

(1) ローマ法学者が提唱した概念である。後法優先の原則とも言われる。同一の事柄に関して、同一の法形式で、前法と後法が矛盾することが規定されていれば、前の法律に不都合なところがあるので、後の法律ができたのであろうから、後法を優先することが、立法者の意図に沿うことだということである。同一の法形式の間でもあり、法律と法律、政令と政令との間でしか、後法優先の原則は適用されない。ただし、一般法と特別法が矛盾するときは、制定の時期を問わず、特別法が優先する。例えば、賃貸借契約に関しては、特別法である借地借家法が一般法である民法に優先して適用される。

(2) 我国の法律に関しては、立法のための各省

庁の担当者、内閣や国会の法制局が厳しく内容をチェックしているため、矛盾する内容の時は、いずれの法律の適用を受けるかを明記しており、何らの定めがないため、後法優先の原則が適用されるということはない。例えば、平成29年5月民法が改正され、同じ法律問題であっても、ケース毎に異なる要件を定めた改正もあったが、改正された規定がいつから適用されるかは、その適用時期を明確に定めている。

(3) しかし、企業の社内規範においては、矛盾した条項がある同一名称の規程が2つ存在することがある。施行日も、取締役会に施行日空欄のまま提出され、そのまま社内のファイルに保存され、同一名称の2つの社内規程がファイル内に存在し、いずれが前法か後法かが分からないものがでたという経験をしたこともある。

社内の所轄部門毎に異なる形式を使って規範を作成していることは、内容が明確となっているのであるなら、素人だからと笑って済ませられるが、施行日等の手続規定に関しては、全社の規範を管理する担当を設け、必要な事項を照合するようにしてもらいたい。

7. 法律はときに寝ていることもあるが、決して死ぬことはない

(1) ローマ法からでた格言である。法律は法律によって廃止される。法律を破るには法律が必要である。法律で廃止されない限り法律は生きている。

(2) 我々が経験するのは交通法規である。かつては毎年交通安全月間になると、交通違反の取締りが強化されていたが、今は毎月各警察署に反則金による売上げのノルマが課せられているといううわさである。毎月の前半は、物陰に隠れてのスピード違反や一時停止違反の取締りが行われていると言われており、月の後半は、ノルマを達成したためか、取締りは行われていないとのことである。道路交通法のスピード違反や一時停止違反の規定は、月の半分は寝ているようである。

(3) 取締る側の検察官に対しても、寝ている法律が、突然起き出して、キバをむくことがある。それも検察庁の幹部にキバを向いた2つの例を

紹介する。

1つ目は、もう30年程前の話だが、検事総長という検察庁で1番偉い人が検察庁内部の雑誌に投稿した旅行記に咬みつかれた。北海道に出張で行った時に、レンタカーを借りてドライブをし、見通しの良い道路幅も広い直線道路で100K以上出して走行した、ということを書いた。これがマスコミで報道され、批判を受けた。今回インターネットで検索をしたところ、この時にスピード違反で反則金切符を切られたことは記載されていたが、内部の雑誌の記載に触れてはならず、当時批判を受けたことの記載はなかった。当該検事総長はマスコミからは批判されたという記憶だが、キバをむかれた被害は反則金の支払程度だったようで、検事総長の地位

には影響がなかったようである。

2つ目は、数年前のことで、検事の中で2番目の地位にいた黒川東京高等検察庁長官が、賭け麻雀をし、しかも常習であったとして、辞職した。検事も麻雀をするときには、レートは低いが金銭を賭ける。本筋の安倍首相による検事の定年延長の問題があり、さらに常習賭博とまで報道され、結局辞職に追い込まれた。これは賭博のレートが低いと安心していたら、突然キバをむかれた、という話である。

8. 小括

まだまだ紹介したい法諺はいろいろある。またの機会に譲る。

■次週卓話

5 / 17 外部卓話 吉田善成様 (旭警察署長)

2023-24年度 横浜旭RC組織表

会 長	田川 富男	SAA	北澤 正浩	理 事	福村 正
会長EL	北澤 正浩	副SAA	平子 智章	理 事	二宮麻理子
副会長	福村 正	副SAA	佐藤 真吾	理 事	佐藤 真吾
幹 事	岡田 隆	理 事	田川 富男	理 事	新川 尚
副幹事	宋 謹衣	理 事	安藤 公一	理 事	市川 慎二
会 計	安藤 公一	理 事	北澤 正浩	理 事	岡田 隆

委員会	委員長	副委員長	委 員
クラブ管理運営			
親睦	市川 慎二	市川 慎二	五十嵐 正
出席		関口 大樹	内田 敏
会報		中谷 逸希	平子 智章
プログラム		北澤 正浩	関口 友宏
会員増強	五十嵐 正	会員全員	
公共イメージ	田川 富男	平子 智章	中谷 逸希、関口 大樹
奉仕プロジェクト			
職業奉仕	新川 尚	新川 尚	宋 謹衣
社会奉仕		安藤 公一	福村 正
国際奉仕		二宮麻理子	佐藤 真吾
青少年奉仕		増田嘉一郎	佐藤 利明
ロータリー財団	岡田 隆	関口 大樹	
米山記念	宋 謹衣	佐藤 利明	
災害対策	安藤 公一	内田 敏	新川 尚、五十嵐 正、増田嘉一郎 佐藤 真吾、北澤 正浩、
チャリティ コンサート部会	福村 正	新川 尚	